

# 第4次

# 日置市行政改革大綱

令和3年度～令和7年度〔5年間〕

限られた財源等の経営資源の中で、より一層の効果的・効率性のある質の高い行政サービスの提供を目指して



令和3年3月  
日 置 市

# 目 次

## I 行政改革の必要性

1	これまでの行政改革の取組	1
2	市政を取り巻く環境	2
(1)	少子高齢化の進行に伴う人口減少社会	2
(2)	厳しい財政状況	3
(3)	地方分権の進展	6
(4)	市職員数の推移	7
3	行政改革大綱の策定	7

## II 行政改革の推進体制等

1	推進期間	9
2	推進体制	9
(1)	日置市行政改革推進本部会議	9
(2)	日置市行政改革推進委員会	9
3	行動計画の策定と実施	10

## III 具体的方策

1	持続可能な財政運営の推進	11
(1)	財政の健全化	11
2	公共施設マネジメントの推進	11
(1)	公共施設の適正な管理	11
(2)	民間活力の推進	12
3	簡素で効率的な行政経営及び職員の育成	12
(1)	行政サービスの向上	12
(2)	組織機構の見直し	13

# I 行政改革の必要性

## 1 これまでの行政改革の取組

本市では、平成17年5月1日の4町による合併以降、平成18年3月に策定した「日置市行政改革大綱」を基本に、以降5年ごとに見直しを行ってきております。最近では平成28年3月に「第3次日置市行政改革大綱」を策定し、組織機構や事務事業、補助金等の見直しや定員適正化計画による職員数の削減、有料広告事業の導入や未利用土地の売却、市債発行の抑制等による財政の健全化及び公の施設の指定管理者制度の導入や保育所の民間移管など、行政改革を推進し、一定の成果をあげてきました。

日置市行政改革大綱及び行動計画(アクションプラン)【推進期間:平成18～22年度】取組結果等  
方策別の評価項目数

具体的方策	評価度	目標を達成【AA】	概ね目標を達成【A】	一部目標を達成【B】	目標に未達成【C】	未着手【D】	計
1	行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織	10	3	1	0	0	14
2	定員管理及び給与の適正化	6	0	1	0	0	7
3	自主性・自立性の高い財政運営の確保	8	7	1	1	0	17
4	地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化	7	2	0	1	0	10
5	人材育成の推進	1	2	0	0	0	3
6	電子自治体の推進	0	2	0	0	0	2
7	議会	2	0	0	0	0	2
合計		34	16	3	2	0	55

アクションプラン効果実績額	目標額	効果実績額
	4,961,977千円	4,884,128千円

第2次日置市行政改革大綱及び行動計画(アクションプラン)【推進期間:平成23～27年度】取組結果等  
方策別の評価項目数

具体的方策	評価度	目標を達成【AA】	概ね目標を達成【A】	一部目標を達成【B】	目標に未達成【C】	未着手【D】	計
1	行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織	0	9	2	0	0	11
2	定員管理及び給与の適正化	0	1	1	0	0	2
3	自主性・自立性の高い財政運営の確保	3	8	1	0	0	12
4	地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化	0	10	0	0	0	10
5	人材育成の推進	0	2	0	0	0	2
6	電子自治体の推進	0	2	0	0	0	2
7	議会	0	1	0	0	0	1
合計		3	33	4	0	0	40

アクションプラン効果実績額	目標額	効果実績額
	496,000千円	765,171千円

第3次日置市行政改革大綱及び行動計画(アクションプラン)【推進期間:平成28～令和2年度】取組経過等  
方策別の評価項目数

具体的方策		評価度					計
		計画より早く 進んでいる 【AA】	計画どおり進 んでいる【A】	計画より少し 遅れている 【B】	計画よりかなり 遅れている【C】	未着手 【D】	
1	持続可能な財政運営の推進	1	9	4	0	0	14
2	公共施設マネジメントの推進	1	3	1	0	0	5
3	簡素で効率的な行政経営及び 職員の育成	4	4	0	0	0	8
4	共生・協働によるまちづくり の推進	0	6	0	0	0	6
合 計		6	22	5	0	0	33

アクションプラン効果実績額	目標額	効果実績額
		281,002千円

## 2 市政を取り巻く環境

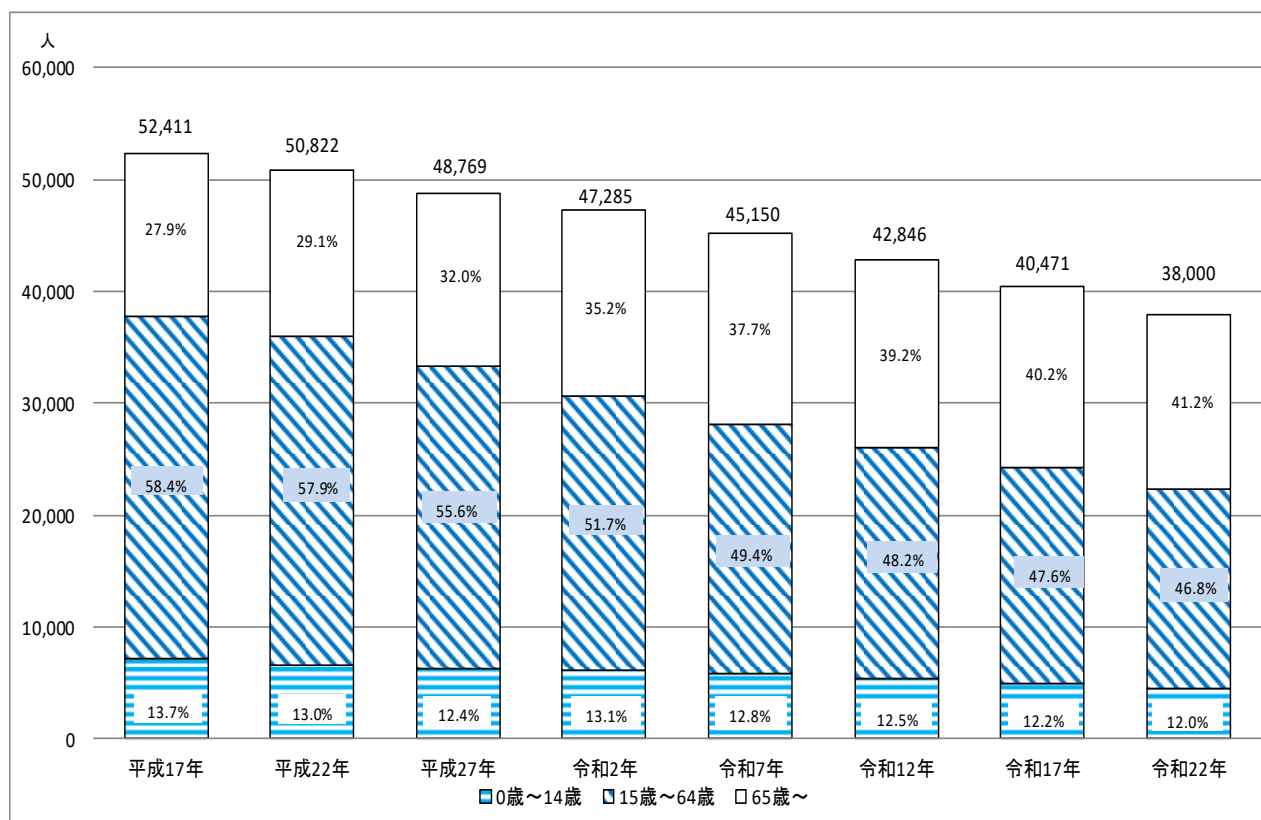
本市を取り巻く状況は、合併以降、第1次、第2次及び第3次と行政改革の取組を行ってきましたが、新たな感染症対策をはじめとする社会経済情勢とともに刻々と変化しています。

### (1) 少子高齢化の進行に伴う人口減少社会

我が国の人口は、国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）によると平成20（2008）年の約1億2,808万人をピークに、令和47（2065）年には総人口が約8,807万人まで減少すると推測されています。

一方、本市の人口の推移を見ると、終戦に伴い多くの復員兵が戻ってきた昭和20（1945）年の約84,000人をピークに減少に転じ、戦後復興や高度経済成長期における若者の集団就職等により人口流出が加速しました。その後、昭和54（1979）年に妙円寺団地の分譲が開始されるなど、鹿児島市のベッドタウンとして一定の人口流入もあり、昭和50（1975）年から平成17（2005）年までは安定して推移したものの、平成22（2010）年以降は再び減少に転じています。将来の人口の推移については、令和47（2065）年には総人口が約26,000人と平成27（2015）年から50年間で約47%が減少すると推計されています。

## 本市の人口の将来予測



資料：平成17年、平成22年及び平成27年は国勢調査。それ以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」による。

## (2) 厳しい財政状況

少子高齢化の進行に伴う、社会保障関係経費の増加に加え、本市では、日吉学園整備事業などの大規模事業が重なることに加え、新ごみ処理施設の建設に係る南薩地区衛生管理組合の負担金支出などが計画されることなどから、公債費は依然として高い水準で推移すると見込んでいます。

また、普通交付税については、新たな交付税算定の検討による増額要因もありますが、合併後10年を経過する平成27年度には合併算定替の特例期間が終了し、激変緩和措置による5年間の段階的縮減を経て一本算定となることなどから、令和3年度には平成28年度の決算値と比較し、約10億円の減少を見込んでいます。（日置市財政健全化計画）

このほか、老朽化による公共施設の維持管理費や改修経費等の増大が見込まれるなど、依然として厳しい財政状況が続くことが予想されます。

財政健全化計画

※ 平成17年度～令和7年度の決算及び計画（平成17年度～令和元年度：決算額 令和2年度：決算見込額 令和3年度～令和7年度：計画額）

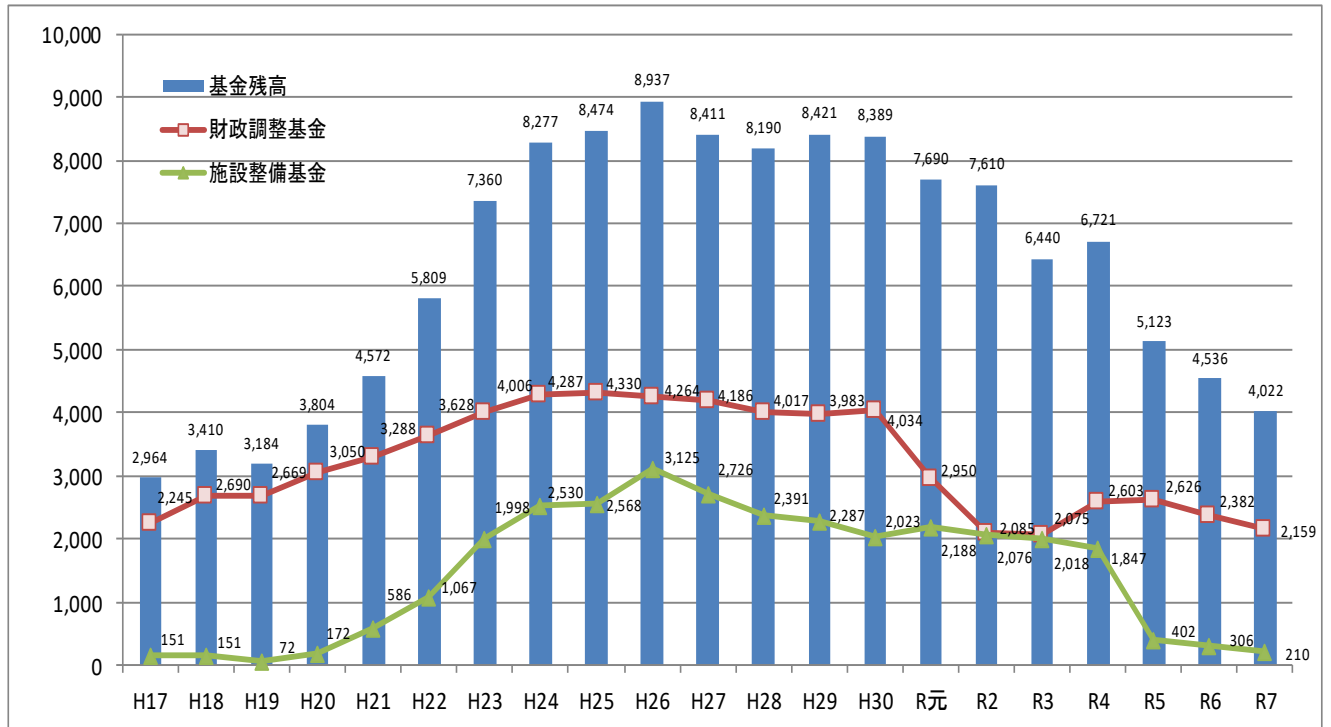
（単位：百万円）

◆歳入	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1 地方税	3,894	3,940	4,347	4,482	4,245	4,210	4,287	4,267	4,278	4,341	4,373	4,512	4,680	4,701	4,873	4,836	4,784	4,794	4,807	4,782	4,796
2 地方譲与税	522	691	338	329	307	300	299	280	266	254	268	265	264	270	280	280	294	301	301	308	308
3 利子割交付金等	35	30	34	23	18	19	16	12	21	41	32	15	27	26	18	21	21	21	21	21	21
4 法人事業税交付金																20	14	14	14	14	14
5 地方消費税交付金	451	451	443	412	425	424	418	416	413	507	909	815	855	880	829	900	900	900	900	900	900
6 ゴルフ場利用税交付金	57	46	47	51	45	44	39	39	39	38	38	36	39	35	35	32	32	32	32	32	32
7 自動車取得税交付金	93	100	90	83	51	44	37	45	41	17	26	32	45	48	24						
8 自動車税環境性能割交付金															7	12	12	12	12	12	12
9 地方特例交付金	127	107	29	64	66	85	74	21	19	23	26	28	32	38	85	49	40	40	40	40	40
10 普通交付税	6,996	7,854	7,776	8,181	8,325	8,893	9,120	9,017	9,044	8,783	8,635	8,284	7,878	7,725	7,574	7,656	7,545	7,470	7,470	7,470	7,470
11 特別交付税	1,014	924	867	868	886	936	914	931	946	939	962	938	904	916	934	900	900	900	900	900	900
12 交通安全対策特別交付金	8	9	9	8	8	8	8	8	8	7	7	6	6	5	5	5	6	6	6	6	6
13 分担金・負担金	292	280	261	258	258	270	290	288	299	289	240	248	259	221	166	122	116	116	116	116	116
14 使用料	361	325	298	314	333	325	320	326	330	330	329	332	328	324	315	300	322	322	322	322	322
15 手数料	133	127	128	121	117	121	121	128	133	128	132	130	129	125	126	122	126	126	126	126	126
16 国庫支出金	2,938	3,001	3,174	3,070	4,315	3,759	3,750	3,551	3,988	4,776	4,238	4,557	4,299	4,140	4,757	11,320	4,933	4,399	4,419	4,445	4,543
17 県支出金	1,751	1,458	1,471	1,421	1,457	1,705	1,518	1,885	1,814	1,727	2,069	2,035	2,415	2,242	2,464	2,643	2,530	2,507	2,588	2,692	2,735
18 財産収入	78	91	84	105	200	77	127	132	89	87	79	74	83	75	72	59	41	41	41	41	41
19 寄付金	21	1	2	2	11	10	22	10	15	21	10	249	599	737	912	1,721	1,511	1,511	1,511	1,511	1,511
20 繰入金	2,184	609	766	190	309	194	467	1,035	844	693	1,353	1,040	926	1,366	2,415	2,457	2,252	1,302	1,923	1,544	1,524
21 繰越金	391	1,110	471	423	275	478	743	314	381	885	486	695	803	525	613	1,148	680	1,025	607	392	392
22 諸収入	198	248	255	149	122	283	129	243	207	202	196	313	279	177	322	153	154	154	154	154	154
23 地方債	4,383	3,262	2,868	2,601	2,431	2,660	2,661	2,338	2,147	3,067	3,337	3,050	2,674	3,446	3,830	3,520	2,922	3,179	4,945	2,000	2,000
うち通常債	3,554	2,045	1,872	1,483	593	304	567	397	350	550	496	459	388	332	366	761	894	1,592	3,510	621	1,012
うち臨時財政対策債	829	746	677	634	984	1,353	987	947	944	882	818	643	651	654	504	495	650	650	650	650	650
うち合併特例債(建設)	0	471	319	484	664	813	917	804	663	1,445	1,928	1,758	1,445	2,270	2,770	2,074	1,311	870	718	662	279
うち合併特例債(基金)	0	0	0	0	190	190	190	190	190	190	95	190	190	190	190	190	67	67	67	67	59
歳入計	25,927	24,664	23,758	23,155	24,204	24,845	25,360	25,286	25,322	27,155	27,745	27,654	27,524	28,022	30,656	38,276	30,135	29,172	31,255	27,828	27,963
◆歳出	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1 人件費	4,400	4,306	4,340	4,310	4,094	3,985	4,051	4,064	3,932	4,017	3,907	3,804	4,190	4,127	4,114	4,269	4,291	4,266	4,241	4,217	4,193
2 物件費	2,600	2,450	2,400	2,370	2,596	2,529	2,537	2,451	2,543	2,681	2,759	3,013	2,616	2,734	3,021	3,400	2,975	2,975	2,975	3,035	2,975
3 維持補修費	199	174	92	88	102	109	110	103	114	112	138	148	145	146	145	137	145	145	145	145	145
4 扶助費	2,853	3,064	3,217	3,353	3,512	4,370	4,488	4,646	4,752	5,180	5,331	5,784	5,972	6,049	6,296	6,472	6,655	6,841	7,031	7,227	7,428
5 補助費等	950	1,299	1,199	1,285	2,078	1,292	1,288	1,323	1,354	1,528	2,189	1,951	1,959	1,998	1,969	7,979	2,392	2,416	2,563	2,364	2,364
6 公債費	3,738	3,845	4,060	3,919	3,950	3,839	3,926	3,977	3,774	3,469	3,228	3,059	2,983	2,990	2,997	3,059	3,170	3,234	3,386	3,402	3,387
うち通常分	3,674	3,726	3,827	3,629	3,583	3,357	3,340	3,275	2,923	2,465	2,098	1,807	1,608	1,431	1,206	1,064	1,017	933	921	912	891
うち臨時財政対策分	64	119	226	277	347	396	446	496	563	626	654	701	750	798	842	875	911	926	912	829	818
うち合併特例債分(建設)	0	0	7	13	20	65	98	144	207	278	357	423	478	596	765	936	1,059	1,204	1,395	1,516	1,545
うち合併特例債分(基金)	0	0	0	0	0	21	42	62	81	100	119	128	147	165	184	184	183	171	158	145	133
7 積立金	31	5	9	378	791	1,159	1,408	1,328	662	881	513	463	801	937	1,307	1,938	773	772	772	759	751
うち通常分	31	5	9	178	591	959	1,208	1,128	462	681	313	263	601	737	1,107	1,738	703	702	702	689	689
うち合併特例債充当分	0	0	0	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	70	70	70	70	62
8 投資及び出資金、貸付金	25	33	63	84	49				10	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0
9 繰出金	2,220	2,367	2,207	2,280	2,271	2,392	2,522	2,518	2,495	2,671	2,860	2,730	2,754	2,732	2,818	2,863	2,770	2,772	2,778	2,793	2,834
(2,554)									(2,659)	(2,674)	(2,654)	(2,687)	(2,698)	(2,709)	(2,720)	(2,720)	(2,720)	(2,720)	(2,720)	(2,720)	(2,720)
10 投資的経費	6,969	6,268	5,437	4,582	4,038	4,052	4,438	4,189	4,589	5,869	5,835	5,571	5,216	5,311	6,454	7,179	5,114	4,701	6,744	3,266	3,266
うち通常分	6,969	5,798	5,119	4,098	3,185	3,049	3,331	3,195	3,286	3,401	2,879	2,668	2,967	1,997	2,241	2,736	3,484	3,484	5,718	2,264	2,852
うち合併特例債充当事業分		495	334	508	698	855	965	846	1,303	2,468	2,956	2,903	2,249	3,314	4,213	4,443	1,630	1,217	1,026	1,002	414
11 繰上充用金	62	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳出計	24,047	23,811	23,024	22,649	23,481	23,727	24,768	24,599	24,225	26,408	26,760	26,523	26,636	27,030	29,121	37,296	28,285	28,122	30,635	27,208	27,343

(注) 端数処理のため、計が合わない箇所があります。

## 基金残高の推移見込額

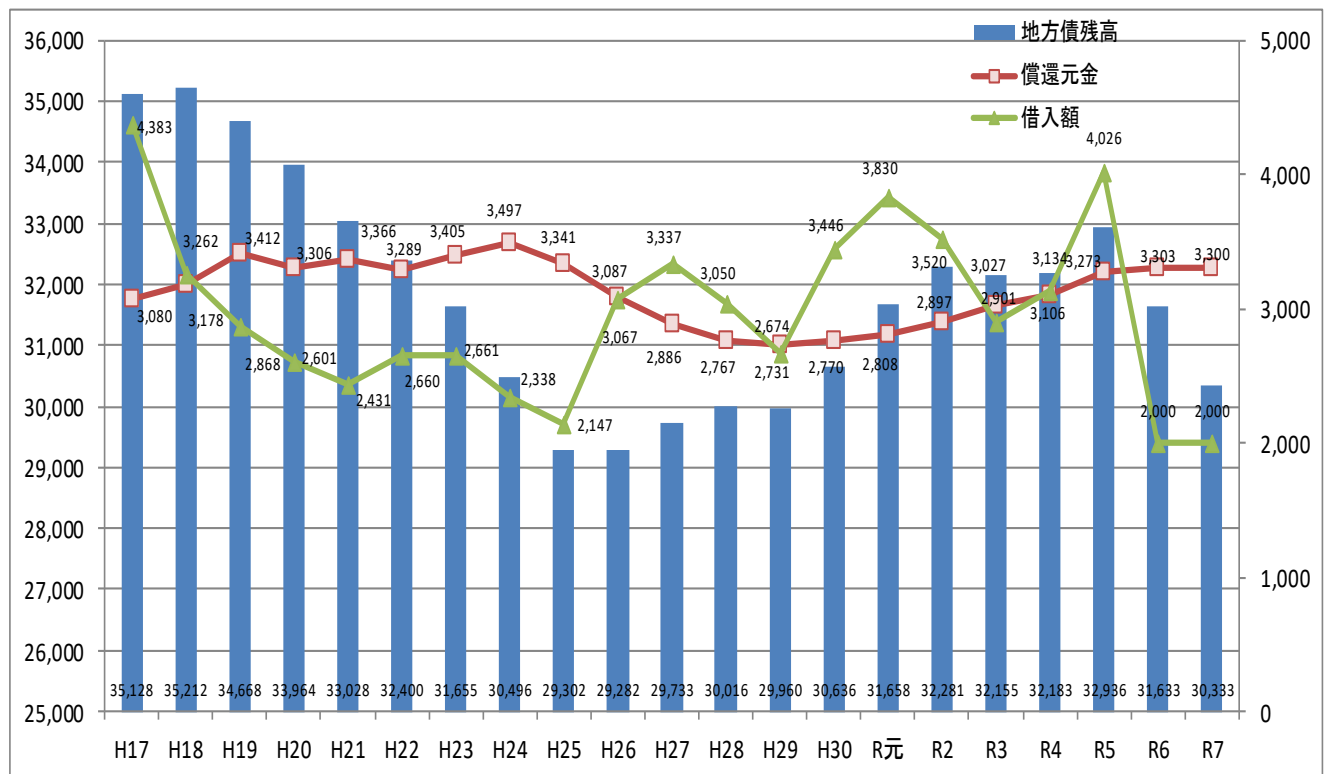
【普通会計、単位：百万円】



\* 平成17年度～令和元年度：決算額、令和2年度～令和7年度：推計見込額

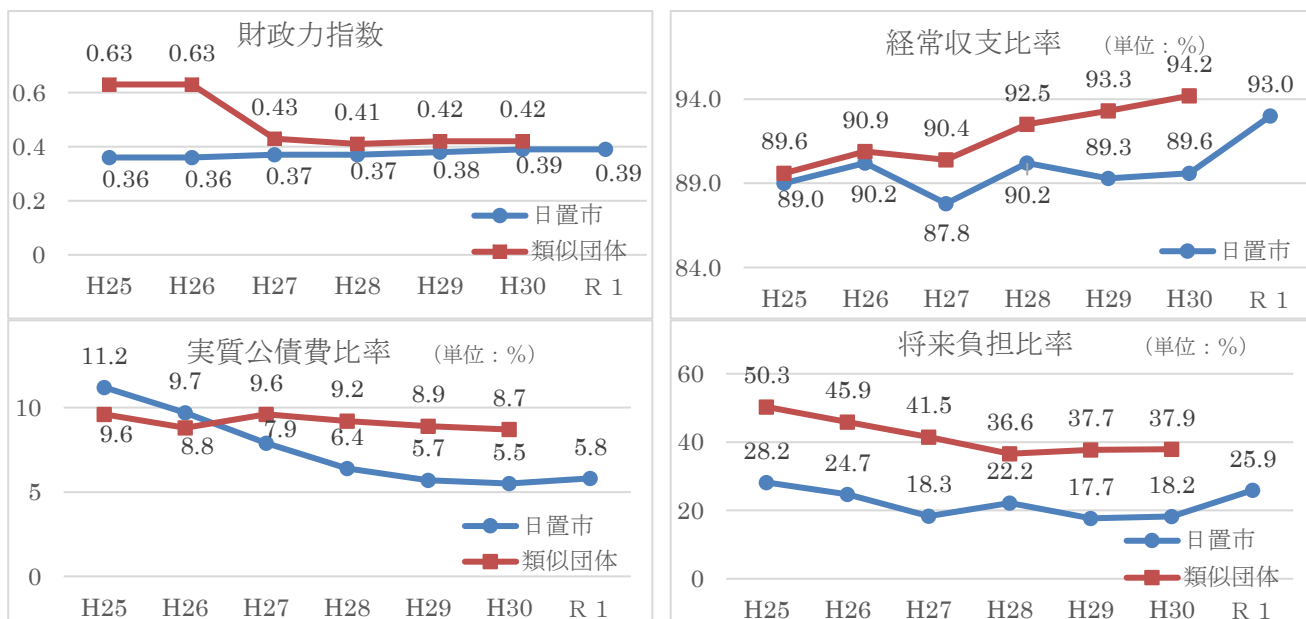
## 地方債残高の推移見込額

【普通会計、単位：百万円】



\* 平成17年度～令和元年度：決算額、令和2年度～令和7年度：推計見込額

財政指標の状況



【類似団体】

(注1) 本市の類似団体区分については、国勢調査の結果により、平成27年度から変更となっています。

(注2) 令和元年度決算における類似団体の数値は、財政健全化計画策定時点では示されていません。

(3) 地方分権の進展

国においては「地方分権改革は、地域が自らの発想により問題解決を図るための基盤」であり、「それぞれの地方公共団体が地域の課題を自らが解決していくことがますます重要」という基本的な考えを示し、また、県においても「住民に身近な事務は、可能な限り住民に身近な市町村において処理することが望ましい」という基本的な考え方のもと、今後も一層、地方分権が進展することが予想されます。本市にあっても、これまで以上に自己決定、自己責任による行政経営が求められることとなります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

一括法	成立年月	主な内容
第1次一括法	平成23年4月成立	地方に対する規制緩和
第2次一括法	平成23年8月成立	地方に対する規制緩和、都道府県から基礎自治体への事務・権限の委譲
第3次一括法	平成25年6月成立	地方に対する規制緩和、都道府県から基礎自治体への事務・権限の委譲
第4次一括法	平成26年6月成立	国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務・権限の委譲等
第5次一括法	平成27年6月成立	国から地方公共団体への事務・権限の委譲及び義務付け・枠付けの見直し等
第6次一括法	平成28年5月成立	国から地方公共団体への事務・権限の委譲等
第7次一括法	平成29年4月成立	国から地方公共団体への事務・権限の委譲等
第8次一括法	平成30年6月成立	国から地方公共団体への事務・権限の委譲等
第9次一括法	令和元年6月成立	国から地方公共団体への事務・権限の委譲等
第10次一括法	令和2年6月成立	国から地方公共団体への事務・権限の委譲等

権限移譲プログラムに基づく権限移譲の本市受入事務総数

項目	法令数	項目数	事務数	主な事務の内容
平成24年4月以前	5	5	99	・あらたに生じた土地の確認 ・土地改良区の設立、合併、解散に関する事務等
平成25年4月～	7	6	117	・浄化槽設置等の届出受理、維持管理指導等
平成26年4月～	14	13	227	・農地転用の許可、農業会議への意見聴取等 ・一般旅券の発給の申請の受理及び交付事務等
平成27年4月～	15	15	233	・調理師免許証の交付事務
平成28年4月～	15	15	233	・移譲なし
平成29年4月～	17	17	246	・特定非営利活動法人の設立認証、届出の処理等 ・遊休土地の利用または処分に係る計画の受理等
平成30年4月～	17	17	246	・移譲なし
平成31年4月～	17	17	255	・農事組合法人設立・定款変更等の届出の処理等
令和2年4月～	17	17	256	・土地改良区の設立、合併、解散に関する事務の追加

※平成24年4月以前には、地域主権改革により平成25年4月から法令移譲された水道法関係（1法令3事務）事務を含む。



#### (4) 市職員数の推移

本市の職員数については、第1次から第3次の行政改革の取り組みによって140人を超える職員の削減を図ってきました。

今後は地方分権の推進により、事務事業が増加傾向にあり、現在の職員数を維持しながら、正規職員、再任用職員及び臨時・会計年度任用職員等の適正な人員配置に努める必要があります。

部門別職員数の推移

各年4月1日現在

部 門		区 分	職 員 数 (人)															
			平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	R元	R2
普 通 会 計	福祉関係を除く一般行政	議 会	10	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
		総 務	113	106	106	99	96	96	99	101	98	100	96	93	96	93	91	85
		税 務	33	33	33	35	32	33	33	32	32	32	32	32	30	29	29	29
		農林水産	55	50	49	47	46	45	44	45	45	44	43	44	45	42	41	40
		商 工	6	9	8	9	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	8	9
		土 木	36	36	35	35	35	30	29	28	29	28	30	32	30	31	30	31
	小 計	253	239	236	230	221	215	216	217	215	215	212	212	212	206	204	199	
	福祉関係	民 生	81	73	78	50	48	43	40	41	41	35	36	38	38	38	39	40
		衛 生	42	30	29	32	30	30	31	33	32	30	30	26	26	27	25	33
		小 計	123	103	107	82	78	73	71	74	73	65	66	64	64	65	64	73
		一般行政部門計	376	342	343	312	299	288	287	291	288	280	278	276	276	271	268	272
		教 育	104	109	101	93	90	91	88	93	91	94	93	88	78	77	74	71
消 防		66	67	70	71	74	75	75	75	75	79	80	81	81	80	81	81	
普通会計計	546	518	514	476	463	454	450	459	454	453	451	445	435	428	423	424		
公営企業等会計部門	病 院	27	26	24	23	22												
	水 道	15	19	17	17	15	14	14	14	14	13	13	12	14	13	13	13	
	下水道	5	5	5	5	5	5	5	6	6	5	5	5	4	4	4	5	
	その他	23	33	27	48	44	53	47	30	30	30	31	31	30	30	29	26	
	公営企業等会計部門計	70	83	73	93	86	72	66	50	50	48	49	48	48	47	46	44	
総 合 計		616	601	587	569	549	526	516	509	504	501	500	493	483	475	469	468	

※定員管理調査に基づく数値（平成27年度以降は教育長を含めない）

### 3 行政改革大綱の策定

本市を取り巻く状況は、依然と厳しい行財政環境が続くことが予想されます。本市が抱える様々な課題を解決するためには、持続可能な行政経営を行っていく必要があります、引き続き行政改革に取り組むことが求められます。

そのため、限られた財源等の経営資源の中で、より一層の効果的・効率性のある質の高い行政サービスの提供を目指し、令和3年度からの本市の行政改革の指針となる「第4次日置市行政改革大綱」を策定するものとします。

## 第2次日置市総合計画 【平成28年度～令和7年度】

※目指すべき日置市の姿や、その実現に向けた施策等を定めた計画。  
総合的かつ計画的な行政運営を展開するための指針。

『基本理念』を掲げ取組む

基本とする



実現する



## 第4次日置市行政改革大綱 【令和3年度～令和7年度】

※目指すべき日置市の姿等の実現に向け、持続可能な行政運営（効果的かつ効率的に実施等）を行っていくための、行政改革の指針。

基本方針

『限られた財源等の経営資源の中で、より一層の効果的・  
効率性のある質の高い行政サービスの提供を目指して』  
を掲げ取組む

## II 行政改革の推進体制等

### 1 推進期間

本大綱の推進期間は、令和3年度から令和7年度までの概ね5年間とします。

### 2 推進体制

本大綱に基づく、行政改革を推進するため、これまでどおり、次の2つの機関を両輪に据え、行政改革に取り組みます。

#### (1) 日置市行政改革推進本部会議

行政改革を推進するに当たっては、市長のリーダーシップはもちろんのこと、職員一人ひとりの高い意識と新しい感覚など、意識改革が必要です。

その意識改革とは、あらゆる分野において発想の転換を図り、従来の考え方や仕事の進め方に頼るのではなく、「まちづくりの主役は市民」であり、「市民の立場に立った市民本位のサービス」を提供する、という意識を持つことです。

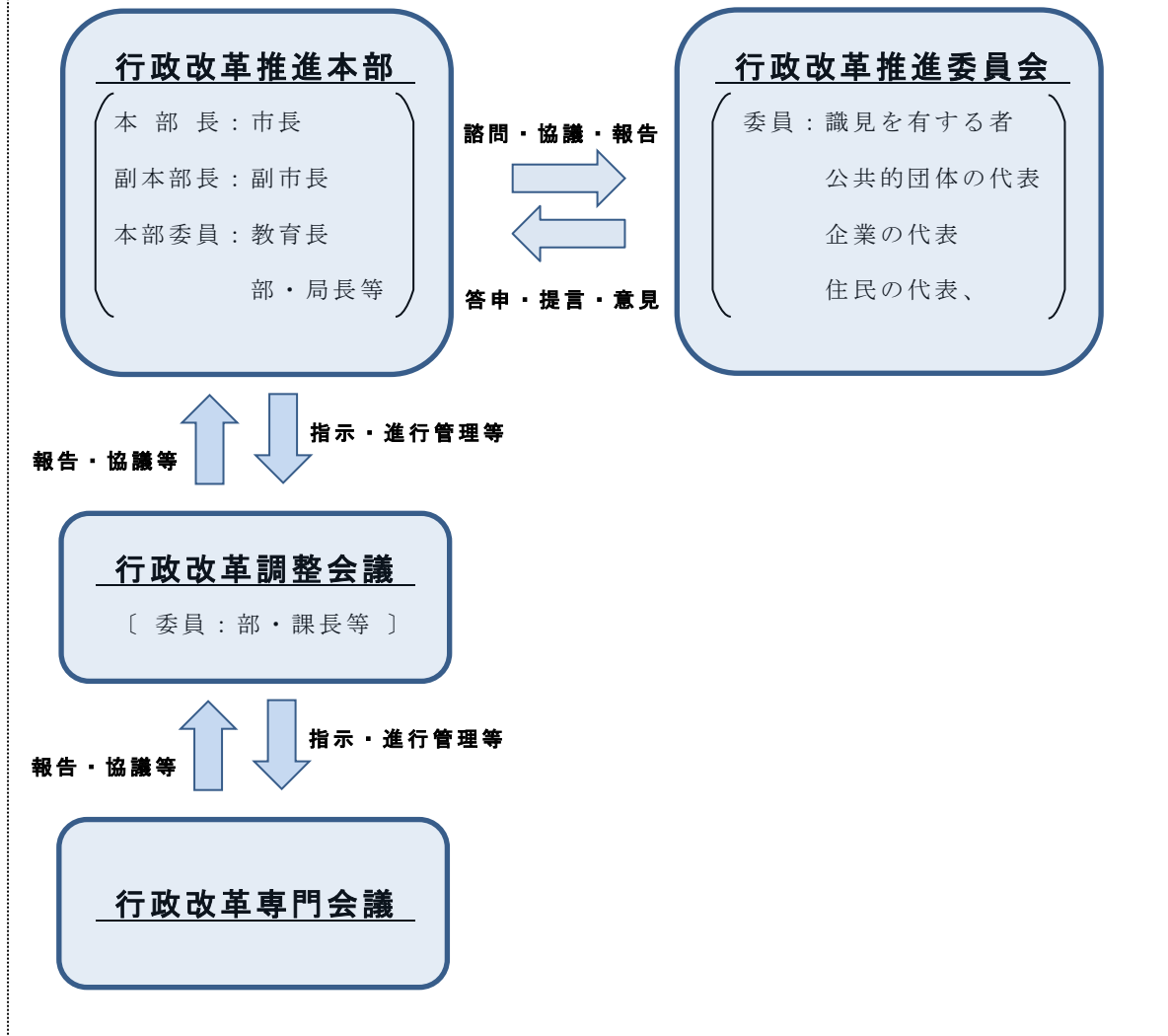
そのため、本市では、市長を本部長とする「日置市行政改革推進本部会議」を中心に、大綱に基づく実施状況や取組事項の進捗状況等について確認並びに協議を行いながら、全庁的に行政改革に取り組みます。

#### (2) 日置市行政改革推進委員会

行政改革を推進するに当たっては、市民の理解と協力が必要不可欠です。

そのため、本市では、行政改革の取組等について、広く市民に意見を求めるため、公募で選ばれた方や地元企業及び公共的団体の代表者等で組織する「日置市行政改革推進委員会」に、大綱に基づく実施状況や進捗状況等を適宜報告し、提言等をいただきながら、行政改革に取り組みます。

## — 行政改革の推進体制 —



### 3 行動計画の策定と実施

本大綱の具体的な実施方法として、可能な限り目標等の数値化を図り、「何を」・「いつまでに」・「どうする」といった行動計画（アクションプラン）を策定し、計画的に実施していきます。

なお、行政改革を着実に進めるためには、時代を的確に捉える必要があることから、推進期間中であっても必要に応じて、見直しを実施することとします。

### Ⅲ 具体的方策

#### 1 持続可能な財政運営の推進

少子高齢化の進行に伴う、社会保障関係経費の自然増や普通交付税の合併算定替の特例期間の終了など、依然として厳しい財政状況が見込まれる中で、今後も経済情勢等の変化に的確に対応しながら、新たな行政需要に必要な財源を確保しつつ、安定的かつ継続的に行政サービスを提供していくため、持続可能な財政運営を推進します。

##### (1) 財政の健全化

持続可能な財政構造を構築するため、財政健全化計画に基づく財政運営を行います。

歳入面では、引き続き、債権管理体制の強化により市税等の歳入確保に努めるとともに、未利用財産等の処分又は有効活用をはじめ各種自主財源確保策の導入を促進し、その確保に取り組みます。

歳出面では、行政評価を活用した事務事業の見直しや一般財源枠配分方式での予算編成など、費用対効果を十分に踏まえた、必要な事業の重点化を図ります。

その中で、将来世代の負担等を考慮し、地方債の計画的な活用に努めるとともに、今後も持続可能な財政運営のため、基金残高及び地方債残高についても適切な管理に努めます。

#### 2 公共施設マネジメントの推進

依然として厳しい財政状況が見込まれる中、公共施設の老朽化対策に適切に対応するため、経営視点に立った公共施設マネジメントを推進し、最適な配置の実現及び真に必要な公共施設については将来にわたって持続的な提供を目指します。

##### (1) 公共施設の適正な管理

本市が保有する公共施設（建物）については、1970年代から1990年代にかけて多くの施設が整備されており、こうした施設の一部は、老

朽化が進み、近い将来、大規模改修や更新（建替え）が必要な状況になってくることが予想され、現在の施設を保有し続けた場合、将来的に多くの費用を要することとなります。

今後は、平成28年に定めた「日置市公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」に基づき、市民との情報共有や合意形成等を図りながら、整備・更新・統廃合・長寿命化など引き続き計画的な管理に取り組めます。

また、各公共施設の使用料については、施設利用の対価として利用者の皆さまに負担していただいているものですが、使用料のみで管理運営することができない施設の場合、不足する経費については、公費で賄うこととなるため、利用しない方も間接的に経費を負担していることとなります。

公共施設の維持管理費について、電気代等の光熱水費や老朽化による修繕料等が増加する傾向にある中、市民負担の公平性や受益者負担の原則に基づき、各施設の使用料について見直しに取り組めます。

## **(2) 民間活力の推進**

行政の責任を確保しつつ、市が直接行うよりも、民間事業者等のノウハウを活用した方が、サービスの向上や経費の節減等が図られる事務事業等については、指定管理者制度の導入や民間委託、更には民営化（民間移管）など、引き続き、民間活力の活用の推進に取り組めます。

## **3 簡素で効率的な行政経営及び職員の育成**

限られた財源や人材等の経営資源の中で、社会経済情勢の変化や高度化・多様化する行政課題や行政需要に的確に対応するため、簡素で効率的な組織機構の見直しや職員の能力向上等を推進し、質の高い行政サービスの提供を目指します。

### **(1) 行政サービスの向上**

少子高齢化の進行や社会経済情勢の変化等が進む中、市民満足度を高めるためには、市民のニーズを的確に捉え、市民の視点に立った利用しやすい行政サービスを提供する必要があります。

そのため、ICTの利活用等による、窓口サービスにおける利便性の向上及び事務手続きの簡素化や効率化、また、そのサービスに対応し得る情報通信基盤整備の推進など、質の高い行政サービスの提供を目指します。

## (2) 組織機構の見直し

これまでも課等の統廃合や支所から本庁への業務集約などにより、組織機構の見直しを図ってきましたが、依然として厳しい財政状況や多様化する行政需要等に的確かつ迅速に対応するためには、引き続き、簡素で効率的な組織機構を基本に、柔軟で機動的に業務を遂行できる体制づくりに取り組む必要があります。

その中で、見直しに当たっては、支所が窓口サービスやコミュニティの維持及び災害対応等に重要な役割を果たしていることを考慮するとともに、少子高齢化への対策を含め、市の重点施策や市民ニーズが高い分野など必要な部署には人員配置を強化するなど、行政サービスに十分配慮した組織機構の見直しに取り組みます。

## 第4次日置市行政改革大綱

令和3年3月発行

日置市 総務企画部 企画課

TEL 099-248-9403 FAX 099-273-3063

E-mail [gyoukei@city.hioki.lg.jp](mailto:gyoukei@city.hioki.lg.jp)